

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
兵庫県養父市	1	マイナンバー搭載サブデバイス（2枚目のマイナンバーカード）	<p>○サブデバイスの作成 オフライン身分証明書の機能を省いてオンライン認証機能に限定した、より使いやすいサブデバイス（2枚目のマイナンバーカード等）の実現</p> <p>○カード形状の変更 サブデバイスとして、現行カードとは異なる形状でのマイナンバーデバイス（＝マイナンバーウォッチ）の実現</p> <p>○記載事項の変更 カード自体には詳細情報を記載せず、カードリーダー等で読み取るなどして、より持ち歩きやすいものとする。指紋認証等による二段階認証でよりセキュアな運用を目指す。</p>	<p>○「落としした場合」にはオンラインで機能停止が可能で、写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカードとしての活用を提案する。 具体的には機能を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。</p> <p>○さらに、ウェアラブル端末に組み込むことで健康管理にも活用可能となる。</p> <p>○また、より持ち歩きやすいマイナンバーカードを携帯することで、各種手続きの効率化（スピード向上等）を期待でき、活用が広がる。</p>	<p>○マイナンバー法第2条の7において、「この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事業その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、…」の他、省令において明確に記載される情報、カードの形状等が規定されており、記載される情報の取捨選択、形状の変更、別の物への搭載などができない。</p> <p>○また、複数保有、（紛失せず）複数作成は認めないなど。</p>	<p>○マイナンバー法第2条の7（個人番号カードの定義）</p> <p>○マイナンバー法第16条の2（個人番号カードの発行等）</p> <p>○マイナンバー法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令第25条（個人番号カードの様式）</p>	<p>○従来のプラスチックカードだけでなく、記載情報を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。</p> <p>○さらに、健康管理にも活用できるウェアラブル端末に組み込んだマイナンバーウォッチの実現を目指す。</p>	総務省 デジタル庁	<p>マイナンバーカードは、写真付きの本人確認書類として用いることができる。提案の「写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード」をどのように用いるのが不明であり、単に本人認証をオンラインで行いたいのであれば、電子証明書を搭載することで解決されるものと考えます。</p> <p>なお、電子証明書の移動端末設備への搭載については、すでに法改正も行われ、まずはスマートフォンへの搭載を令和4年度中の実現に向け検討しております。これについては、別途「マイナンバーカード機能のスマートウォッチ等ウェアラブル端末への搭載」の再検討要請でお答えした回答をご参照ください。</p>
兵庫県養父市	2	誰でもビジネスができるやぶビジネスバレーの実現	<p>○ダイバーシティや総活躍社会、グローバル化が叫ばれて久しい昨今、年齢を問わずビジネスにチャレンジしやすい環境整備が求められる。</p> <p>○現在の我が国の規制により、未成年者の会社設立や法人登記、契約行為等が事実上不可能となっているほか、未成年等を「酷使する」「労働をさせる」といった旧態依然とした働き方、活動を前提とした規制により活動が著しく制限されており、これらを緩和することで、年齢を問わず挑戦しうる環境を整える。</p>	<p>○未成年者も成人者と同等の条件で会社設立や経営が可能となる。</p> <p>○誰もがビジネスに挑戦しやすい環境を整えることで市内経済の活性化等が見込める。</p>	<p>○15歳未満は印鑑登録ができない。</p> <p>○18歳未満は契約行為ができない。</p> <p>○15歳未満は働くことができない。</p> <p>○18歳未満は深夜働くことができない。</p> <p>※個人が負うべき責任の範囲と、未成年者の免責措置対象の範囲との線引きをどう考えるかが課題。</p>	<p>○民法第5条(未成年者の法律行為)</p> <p>○労働基準法第56条(最低年齢)</p> <p>○同第61条(深夜業)ほか</p>	<p>○未成年者の法律行為を可能とする。</p> <p>○未成年者の契約行為等に係る親権者同意等を不要とする。</p> <p>○労働基準法における最低年齢、深夜業等の要件緩和。</p>	法務省  厚生労働省	<p>民法は、契約を結ぶかどうかについての未成年者の判断力が必ずしも十分ではないことに鑑み、未成年者を保護する観点から、未成年者が法律行為をするためには親権者の同意を要することとしたものであり、この同意を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、親権者から営業の許可を受けた未成年者は、その営業に関して、成年者と同一の行為能力を有することになる（民法第6条第1項）。</p> <p>したがって、現行法の下でも、営業について事前に包括的な許可を受けることにより、未成年者は、その営業に関して、個別に親権者の同意を得ることなく、取引相手等との間で契約を締結することができるし、発起人として株式会社を設立したり、その役員に就任したりすることもできる。</p> <p>労働基準法では、未成年者保護の観点から、国際労働条約の基準を参考に、使用できる労働者の最低年齢や深夜の労働時間に対する制限を定めており、当該観点からこれらの労働基準法で定める制限は遵守いただく必要がある。</p> <p>また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、未成年者が会社を設立することや経営者となることについては、労働基準法上の規制はない。</p>
兵庫県養父市	3	新しい「市民」のカタチ e-養父市民制度の創設	<p>○養父市だけでなく、全国の多くの自治体で少子高齢化による人口減少が進み、それに伴う担い手の不足や地域経済の衰退等が課題となっている。</p> <p>○この課題を解決するための方策として、関係人口とその創出に向けた施策を実施する自治体が増えている。</p> <p>○そこでエストニアの「e-residency」に着目し、養父市においても「e-養父市民（つながり戸籍）」による「準住民票」を発行し、国内外から「仮想市民（準市民）」を募ることで、公共サービス等を受けることを可能とし、関係人口の創出や市内経済の活性化等を目指す。</p>	<p>○海外居住者（日本国籍も持たない者を含む）による会社設立や銀行口座開設が可能となる。</p> <p>○準住民票を持つ方は、公共サービスを市内在住者料金で受けることができる。</p> <p>○仮想市民に付与される電子署名によって身分証明等各種手続き代替が可能となり、契約手続き等が簡略化</p> <p>○仮想市民増加に伴う関係人口増加による市内経済の活性化 （日本国内におけるビジネスハブ的なフィールドとして養父市を活用可能で、市内だけでなく日本全体の経済活性化に寄与できる。）</p>	<p>○地方自治法において、「住民」について定義されているが、市町村の区域内に住所を有する者にしか認められていない。</p> <p>○外国人が日本で一般的な普通口座を開設するには、在留期間が6か月以上であり、かつ住民票を取得していることが必要となる。</p> <p>○また、海外勤務等で長期で日本を離れる日本人は多くの場合所持していた銀行口座を解約したり、特定のサービスによる継続を申請する必要があり、国内で持つ資産についての安定的措置が少ない。</p> <p>※海外居住者に市民（国民）としての権利を認めることのデメリットを検証する必要</p>	<p>○地方自治法第10条（住民の定義）</p> <p>○住民基本台帳法第15条、第16条、第17条（住民票の交付等）</p> <p>○外国為替及び外国貿易法第6条の5及び6（居住者・非居住者の定義）</p>	<p>○住民登録に係る法令における住民定義の拡張</p> <p>○海外にいながら、取引等に活用可能な銀行口座（普通口座等）を日本での在留期間が3か月以内でも作成することができる。</p>	金融庁	<p>養父市提案様式において、「外国人が日本で一般的な普通口座を開設するには、在留期間が6か月以上であり、かつ住民票を取得していることが必要となる。」とされていますが、金融庁では、所管する法令やガイドラインにおいて、在留期間や住民票の取得を口座開設の条件として定めているものはなく、口座開設における基準等は各金融機関が経営判断で定めており、実際に、非居住者に対して口座開設を行っている銀行も存在いたします。</p> <p>このため、当該要望に対し、法令やガイドライン上の規制緩和といった、特区において講ずることのできる措置はございません。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
兵庫県養父市	4	ドローンの活用（見守り、物流、防犯、獣害対策）	<p>○広い市域に集落が点在していることに加え、少子化、高齢化、豪雪地帯の中での防犯活動、子どもや高齢者の見守り活動は、人の目や固定カメラだけでは限界があるため、ドローンを活用して空からの見守りを実施することで、子どもや高齢者の行動把握やトラブルの未然防止につなげる。</p> <p>○必要に応じ、適切な手続きを経たうえで犯罪者情報、犯罪車両情報、子どもの情報、認知症等高齢者の情報などを共有し、市民一人ひとりの安心安全な暮らしの実現に寄与する。</p>	<p>○ドローンによる個人や車両の特定をしないためのパトロールを実現し、トラブルを未然に防止する。</p>	<p>○ドローンが個人等に近接して飛行できない。</p> <p>○ドローンが私有地上空を飛行できない。</p> <p>○防犯活動や見守り活動に個人情報を活用できない。</p> <p>※安全性の確保をどう担保するかが課題。</p>	<p>○民法第207条（土地所有権の範囲）</p> <p>○航空法第132条の2(飛行の方法)</p> <p>○個人情報保護法第16条3項（例外規程）</p>	<p>○ドローンの個人等に近接しての飛行を可能とする。</p> <p>○ドローンの私有地上空の飛行を可能とする。</p> <p>○防犯活動や見守り活動への個人情報の活用を可能とする。</p>	<p>内閣官房 法務省</p>	<p>【民法について】 御提案は、私有地の所有者の承諾がない限り無人航空機による私有地上空の飛行はできないという理解を前提としているようですが、民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第207条）と規定され、その所有権が及ぶ土地上の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解されます。その上で、見守り・防犯などの用に供する場合のドローンの活用等について、更なる措置を要するかについては、慎重に検討する必要があります。 詳細については、下記資料を参照下さい。 <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyoug_i_dai16/betten4.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyoug_i_dai16/betten4.pdf</a></p>
兵庫県養父市	5	バーチャル診療所の推進	<p>○過疎地域では、少子化・高齢化によりますます軽重の疾患を抱える市民が増える一方、慢性的な医師不足、後継者不足の中、医療関係者は限られた体制で多くの市民（患者）への対応に追われている。</p> <p>○このような課題を解消するため、現在取組を進めているオンライン診療～オンライン服薬指導をはじめ、AIなど先端技術をフル活用することで、市民（患者）の医療機会と安心を守りつつ、医療関係者の負担を極限まで低減させるバーチャル診療所の整備を目指す。</p> <p>○また、将来的には、AIによる確定診断～処方箋の自動作成～AIによる服薬指導～薬剤の自動配送などあらゆるスマート化を目指す。</p>	<p>○市民（患者）の医療機会と安心を守りつつ、医療関係者の負担を極限まで低減させることができる。</p> <p>○これまでのオンライン診療・オンライン服薬指導等のノウハウを活用し、より医師、市民に寄り添った形でのスマート化が可能。</p> <p>○将来的には、AIが医師の診断を助けるなど、中山間地域のような条件不利地域においても充実した医療が受けられる環境を整える。</p>	<p>○医師法では、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。」とあり、診断には医師が必ず関わることとなっている。</p> <p>※医師が関与しなければならない範囲の必須条件をどのように整理するかが課題。</p>	<p>○医師法第20条（診察）</p> <p>○薬機法(AI機器の位置づけ)</p> <p>○個人情報保護法・次世代医療基盤法</p>	<p>○オンライン医療、オンライン服薬指導を通知等の特例的措置ではなく、恒常的な制度として確立する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>（オンライン診療） オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時的措置の恒久的な枠組みについては、（中略）その骨格を取りまとめた上で、同秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。</p> <p>（オンライン服薬指導） オンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）で告示したとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。</p>
兵庫県養父市	6	緊急搬送時の情報共有	<p>○緊急搬送が必要なケースでは本人との意思疎通が難しいことも多く、カードの確認などもできないことが考えられる。</p> <p>○生命の危機が迫る中、マイナンバーウォッチを常に身につけていれば本人確認も容易になり、ウェアラブル端末の生体認証やマイナンバーを活用したデータ連携によって、個人の既往歴・健康状況等の確認が可能となり、よりスピーディーで的確な応急処置や治療の判断に反映することができるようになる。</p>	<p>○マイナンバーの有効活用手段の一つとなる。</p> <p>○緊急搬送時における迅速な処置を可能にし、救命率の向上に寄与する。</p> <p>○ウェアラブル端末による継続的な健康情報収集により、緊急搬送までの健康状態のログ等が確認可能となり、処置の一助となる。</p>	<p>○個人認証のためには暗証番号の入力が必須である。</p> <p>○マイナンバー活用において、暗証番号入力以外の個人認証手段がない。</p>	<p>○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の3（暗証番号入力）</p>	<p>○緊急搬送時等事象を限定して、個人認証における暗証番号入力を省略、もしくは他の認証手段に替えることができる。</p> <p>○緊急時においては、救急隊員においても患者の既往歴・健康状態等の情報を確認することができる。</p>	<p>総務省 デジタル庁</p>	<p>公的個人認証サービスにおいては、暗証番号による知識認証のほか、一定の性能や機能を持つ端末の設置などの設備・体制を整備し、主務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者においては顔認証により、本人認証を行うことができることとし、マイナンバーカードと併せることで厳格な本人確認を実現しております。 ご提案の措置に関して言えば、公的個人認証法上の認可を取得すればよいため、ご指摘の暗証番号の入力の省略については、現行制度の活用により対応可能という認識です。</p>